

## 第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

本計画の計画期間中の社会資本整備については、国際競争力と魅力ある都市の再生、個性と工夫に満ちた地域社会の実現、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、少子・高齢社会への対応などの重点課題への対応を念頭に置いて、以下のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

※ 重点目標、指標及び事業の概要は別紙のとおり

## 社会資本整備重点計画案

### (第2章別紙)

#### 重点目標一覧

重点目標	環境	活力	実現度	目標	
				安全	暮らし
(1) 少子・高齢社会に対応したパリアフリー社会の形成等	(1) 水害等の災害に強い国土づくり 都市型災害対策や災害弱者への対応等に重点を置いて、水害、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）、津波、高潮、雪害、火山噴火災害等の災害から国土の保全を図り、社会経済活動を支え、生命・財産・生活の安全性を確保する。 【p 4】	(1) 地球温暖化の防止 地球温暖化対策推進大綱に基づき地球温暖化の防止を図る。 【p 7】	(1) 國際的な水准の交通サービスの確保及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水准の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。 【p 12】	(1) 國際的な水准の交通サービスの確保及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水准の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。 【p 12】	(1) 國際的な水准の交通サービスの確保及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水准の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。 【p 12】
(2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等	(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 良質な水資源の確保によりきれいな水を安定的に供給することとに、水と緑豊かで美しい都市生活空間等を形成する。 【p 2】	(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。 【p 5】	(2) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における公共交通機関・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。 【p 14】	(2) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における公共交通機関・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。 【p 14】	(2) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における公共交通機関・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。 【p 14】
(3) 良好な居住環境の形成	(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理体制の強化 良好な居住生活の実現を図る。 【p 3】	(3) 環境型社会の形成 廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生上の有効利用の推進とともに、循環的な利用のできない廃棄物等の適正処理・処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。 【p 9】	(3) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化 地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。 【p 16】	(3) 環境型社会の形成 廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生上の有効利用の推進とともに、循環的な利用のできない廃棄物等の適正処理・処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。 【p 9】	(3) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化 地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。 【p 16】
		(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 陸・海・空の交通に關する安全を確保し、事故やテロ等の未然防止と被害軽減を図る。 【p 6】	(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。 【p 10】	(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。 【p 10】	(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。 【p 10】
		(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水流量等を有する水環境への改善を図る。 【p 11】	(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水流量等を有する水環境への改善を図る。 【p 11】	(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水流量等を有する水環境への改善を図る。 【p 11】	(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水流量等を有する水環境への改善を図る。 【p 11】

※目標の現況値及び目標値については、データ更新等により修正することがあります。

## 暮らしへ生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	事業の概要
指標	
(1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等	<p>・ 1日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路及び信号機並びに不特定多数の者等が利用する一定の建物<sup>(注1)</sup>及び住宅のバリアフリー化<sup>(注2)</sup>の割合</p> <p>【旅客施設の段差解消】 33% (H13) → 7割強 (H19)、      視覚障害者専用ブロック 64% (H13) → 8割強 (H19)、      【道路】 約 2 割 (H14) → 約 5 割 (H19)      【信号機】 約 4 割 (H14) → 約 8 割 (H19)      【建物】 約 3 割 (H14) → 約 4 割 (H19)、住宅 H19 に約 1 割</p> <p>(注1) 不特定多数の者等が利用する一定の建物：病院、劇場、ホテル、老人ホーム等不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、身体障害者等が利用する建物。</p> <p>(注2) バリアフリー化：旅客施設及び道路については、原則として段差の解消、視覚障害者専用ブロックの整備等がなされたもの</p> <p>・ 自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリーエンvironmentの実現を目指し、連続的に段差の解消を図ることとともに、視覚障害者誘導用ブロック、幅の広い歩道等を整備するほか、建築物や住宅内での手すりの設置、広い廊下幅の確保等を図るなど、公共交通機関、歩行空間、公共性の高い建築物、住宅等のバリアフリー化を推進する。また、高齢者等の災害弱者が安全に暮らせるよう、土砂災害危険箇所に存する災害弱者関連施設について土砂災害対策を重点的に実施する。</p> <p>・ 奥で行ける身近な場所において、高齢者をはじめとする地域住民の健康運動の場及び子どもとの遊び場となる公園等を計画的に整備する。</p>

## 暮らしへ生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	指標	事業の概要
(2) 水・豊かで美しい都市生活空間等の形成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川における汚濁負荷削減率 〔H19までに13%を削減〕</li> <li>都市域における水と緑の公的空間確保量 〔12.1 m<sup>2</sup>/人(H14)→13.1 m<sup>2</sup>/人 (H19)〕</li> </ul> <p>(註) 河川における汚濁負荷削減率：河川、湖沼における環境基準達成のために必要な河川内の汚濁負荷削減量のうち削減された量の割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水源にもなっている河川の水質を環境基準の達成を目指して改善し、きれいな水を供給できるよう、河川、ダム等での水質浄化対策及び下水道の整備を実施する。また、洪水時にも安定した給水が可能となるよう、河川流量の確保のためのダム建設等を進める。</li> <li>都市等において、住民等が水と豊かなかい生活的を送ることができるように、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山ろく斜面等でのグリーンベルトの整備等を推進するほか、緑地保全制度の的確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しみることが出来る空間を確保する。</li> </ul>

## 暮らしへ生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	事業の概要
<b>(3) 良好な居住環境の形成</b> 美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現。 指標 市街地等の幹線道路の無電柱化率【7%（H14）→13%（H19）】 污水処理人口普及率【74%（H13）→○（H19）】（調整中）	<p>電線類の地中化、身近な道路を歩行者及び自転車優先とする対策（くらしのみちゾーンの形成）など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。</p> <p>効率的な汚水処理施設整備を進めため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。このうち下水道の整備については、現状の都道府県構想を前提として、平成13年度末の下水道処理人口普及率64%を72%に引き上げる。</p> <p>（注）美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現：住生活の質の向上については、第八期住宅建設五箇年計画（平成13年3月13日閣議決定）に基づき、良質な住宅ストックの形成、適切な維持管理、円滑な流通などが図られるよう住宅市場の環境整備を進めるとともに、居住に関するセーフティネットを構築し、あわせて住宅市街地の整備を進めること。</p>

## 安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	事業の概要	
	指標	
(1) 水害等の災害に強い国土づくり	<p>・洪水による氾濫<small>(注1)</small>から守られる地域の割合 【約 58% (H14) → 約 62% (H19)】</p> <p>・床上浸水を緊急に解消すべき戸数<small>(注2)</small> 【約 9 万戸 (H14) → 約 6 万戸 (H19)】</p> <p>・土砂災害から保全<small>(注3)</small>される戸数 【約 120 万戸 (H14) → 約 140 万戸 (H19)】</p> <p>（うち災害弱者関連施設 <small>(注4)</small> 数 約 3,100 施設 (H14) → 約 4,100 施設 (H19)】</p> <p>・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性<small>(注5)</small>が確保されていない地域の面積【約 15 万 ha (H14) → 約 10 万 ha (H19)】</p>	<p>・水害等の災害を防止する施設整備等を推進する。特に、近年の集中豪雨の発生等に対応して、河川の流量下能力拡大のための河川整備と都市浸水対策としての下水道整備との連携等による都市型水害への対応、災害弱者関連施設及び重要交通網等ライフゲインの土砂災害・雪害等からの保全、三宅島等での火山噴火に伴う土砂災害への適切な対応、及び切り掛けが高まる東海地震、東南海・南海地震等による被害の軽減に向けた津波・高潮災害への対応を重点的に実施する。</p> <p>・水害等の災害を防止する施設の整備に加え、その効果を増大させるため、迅速かつ適切な災害対策が可能なよう災害に関する情報をリアルタイムで提供する施設や体制を整備するほか、土砂災害警戒箇所の増加抑制のための上砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの作成支援等適切な政策（ソフト）を一貫的かつ総合的に実施する。</p> <p>(注1) 洪水による氾濫：当面の計画として、太河川においては 30 年～10 年に一度程度、中川河川においては 5 年～10 年に一度程度の規模の降雨により発生する氾濫被害</p> <p>(注2) 床上浸水を緊急に解消すべき戸数：過去 10 箇年 (H4～H13) に床上浸水被害を受けた家庭のうち、被災時と同規模の出水で、依然として床上浸水被害を受ける家庭数</p> <p>(注3) 土砂災害から保全：砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業により、土石流、地すべり及び急傾斜地の再発による災害から生命等を守ること</p> <p>(注4) 災害弱者関連施設：ここでは土砂災害の発生する恐れのある危険箇所に存する医療提供施設、老人福祉施設、幼稚園等を対象としている。</p> <p>(注5) 一定の水準の安全性：地域的に指定される高確率・津波高に対して浸水被害が生じない水準</p>

## 安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	事業の概要
指標	
(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等	<p>大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震時に防護施設の崩壊による被害が発生する恐れのある地域の解消 【約 13,000ha (H14) → 約 10,000ha (H19)】</li> <li>・ 多数の者が利用する一定の建築物<sup>(注1)</sup>及び住宅の耐震化率 【建築物 15% (H13) → 約 2割 (H19)、住宅 H19 に約 65%】</li> <li>・ 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 【約 8,000ha のうち、0 (H14) → 約 3割 (H19)】</li> </ul> <p>・ 一定水準<sup>(注2)</sup>の防災機能を備えるオープningスペースが一箇所以上確保された大都市<sup>(注3)</sup>の割合 【約 9% (H14) → 約 25% (H19)】</p> <p>・ 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 【69% (H14) → 80% (H19)】</p> <p>・ 港湾<sup>(注4)</sup>による緊急物資供給可能人口 【約 1,900 万人 (H14) → 約 2,600 万人 (H19)】</p> <p>(注1) 多数の者が利用する一定の建築物：学校、病院、ホテル、事務所その他多数のものが利用する建物のうち、3 層建以上でかつ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物</p> <p>(注2) 一定水準：備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設を備える面積 10ha 以上のオープningスペース</p> <p>(注3) 大都市：人口 20 万人以上の都市（東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う）</p> <p>(注4) 港湾：大規模地震等の切迫性の高い脆弱強化地域、特定期測地域内にある港湾</p>

## 安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	事業の概要
指標	
(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化 陸・海・空の交通に関する安全を確保し、事故やテロ等の未然防止と被害軽減を図る。	<p>・ 安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系統的な整備を進めるとともに、事務所での集中的対策、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん）（歩行エリアの整備）、信号機の高度化、ハード・ソフト一体となった駐車対策はじめとした交通安全施設等の整備や高度道路交通システム（ITS）、効果的な交通規制を推進する。また、道路と鉄道が連携して踏切道の改良等を実施するとともに、鉄道交通に係る安全対策を実施する。</p> <p>・ 安全な海上交通環境の実現を目指し、港湾内の静穏度の向上のための港湾整備、港湾等の解消のための開発保全航路の整備と航行管制の円滑化、情報提供の高度化を図り船舶を安全に整流するための次世代型航行支援システムの整備を連携して実施するなど港湾と航路標識の連携した整備等を推進する。</p> <p>・ 増大する航空需要に対応しつつ、より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進めます。</p> <p>・ 昨今の不安定な世界情勢に対応し、空港等においてテロ等に備えた保安レベルの向上を図る。</p>

## 環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	事業の概要
指標	目標
(1) 地球温暖化の防止	<p>(注)地球温暖化対策推進大綱に基づき、地球温暖化対策推進本部決定(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)で定められたCO<sub>2</sub>排出量の削減目標(H22における自然体ケースとの比較)</p> <p>【運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出削減：約4600万t-CO<sub>2</sub>】</p> <p>【都市緑化等による吸収：約28万t-CO<sub>2</sub>】</p> <p>【住宅・建築物におけるCO<sub>2</sub>排出削減：約3560万t-CO<sub>2</sub>】</p> <p>【下水道に係るN<sub>2</sub>O排出削減：約200万t-CO<sub>2</sub>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車をはじめ運輸部門から排出される二酸化炭素の削減を目指し、自動車の省エネルギー化、交通需要マネジメント、違法駐車対策等の施策(ソフト)と道路、機械、信頼性、港湾等の基盤整備(ハード)を一體的に実施することにより、公共交通機関の利用の促進、鉄道・海運へのモーダルシフトの推進、道路決済帯対策等の推進を図る。また、信号灯器のLED(発光ダイオード)化、航路標識等で使用するエネルギーのクリーンエネルギー化等環境の保全に資する機器等の導入を推進する。</li> <li>二酸化炭素の排出抑制と同時に、都市公園の整備、緑地の保全や、道路、港湾、空港、河川、山ろく公園等の公共空間における緑化、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を積極的に推進するなど二酸化炭素吸収対策を実施する。</li> <li>民生部門の住宅・建築物から排出される二酸化炭素の削減を目指し、太陽光発電等の自然エネルギー活用システムの導入等住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、環境負荷低減技術を活用した廃棄物処理施設(グリーン庁舎)の整備等を進めることで、下水道事業による二酸化二窒素の排出抑制対策として、下水汚泥焼却施設における燃焼温度の高温化等を推進する。</li> </ul>

## 環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	指標	事業の概要
(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>NO<sub>2</sub>・SPM の環境目標達成率 [NO<sub>2</sub>：環境基準達成率約 6 割(現況値)→約 8 割(H19)] [SPM：H19までに、環境基準を超える測定局のうち約 6 割で大気中の SPM 濃度の自動車寄与分を現状から半減]</li> <li>都市部における交通による大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善を図る。また、ヒートアイランド現象の緩和を図る。</li> <li>夜間騒音要請限度達成率 [68% (H14) → 74% (H19)]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車等から排出される窒素酸化物 (NOx) や粒子状浮遊物質 (SPM) の削減を目指し、低公害車の開発・普及、ディーゼル微粒子除去装置 (DPF) 等後付装置の装着等自動車の低公害化、交通需要マネジメント、遠近駐車対策等の施策 (ソフト) と道路、信号機、鉄道、港湾等の基盤整備 (ハード) を一連的に実施することにより、公共交通機関の利用の促進、鉄道・海運へのモードシフトの推進、道路渋滞対策等の推進を図る。</li> <li>道路、空港周辺等の騒音の低減を目指し、騒音低減効果のある高機能舗装の敷設、環境施設帶の設置等の沿道環境対策や空港環境対策等を進めるとともに、市街地等における緑とオーブンスペースの確保、都市の水面積の拡大、雨水の貯留・浸透、公園・緑地、河川、道路、下水道等の連携による水と緑のネットワークの形成等ヒートアイランド対策を実施する。</li> </ul>

## 環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	事業の概要
(3)循環型社会の形成	<p><b>指標</b>            (注)循環型社会形成推進基本計画に基づき・循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）で定められた資源利用率、最終処分量の目標  <b>【循環利用率 約10%（H12）→約14%（H22）】</b>  <b>【最終処分量 約56百万t（H12）→約28百万t（H22）】</b></p> <p>循環型社会形成推進基本計画に基づき(平)廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進とともに、循環的な利用での推進とともに、循環型社会の達成を図る。            循環型社会の形成を図る。</p>

## 環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	事業の概要	
	指標	
(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい 自然環境の保全、再生及び創出を 図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合</li> <li>失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものとの割合</li> </ul>	<p>・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生し た水辺の割合 【H19までに約2割再生】</p> <p>・失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生し たものの割合 【H19までに約3割再生】</p> <p>・人工的な構造物によって覆われた水辺のうち回復可能な約 1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生すると ても、乾燥や埋立により失われた湿地や干潟のうち回復可能 な約7,000haについて約900haを再生するほか、都市や港 湾において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自 然環境を保全・創出する公園・緑地を目標は2,400ha確保する ことを目指す。また、緑の再生等が必要な箇所において緑化 を推進する。さらに、魚類の生息環境改善のため魚道の整備 等を推進する。</p>

## 環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	事業の概要	
	指標	目標
(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準達成のための高度処理人口普及率<sup>④</sup> 【12%（H14）→17%（H19）】</li> <li>湾内青潮等発生期間の短縮【H14比約5%減（H19）】</li> </ul> <p>(注)環境基準達成のための高度処理人口普及率：流域別下水道整備総合計画等により、三大湾、指定湖沼等の水質環境基準の達成と、そのために必要な高度処理の実施が明確に課題付けられており、その放流水質が水質汚濁防止法による規制の対象となっている高度処理が実施されている区域内人口の総人口に対する割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や湖沼、海域等公共用水域の水環境の改善を目指し、下水道の普及拡大に加え、高度処理施設の整備、合流式下水道の緊急改善等の下水道整備、下水道事業等と河川浄化事業の連携により水質浄化を行う清流ルネッサンス等の河川環境整備、海域における汚泥の搬移・澄度の他、ゴミ・油の収取等による海洋環境整備等により水質を改善することも、河川流量の確保を図る。</li> </ul>

活力～堅苦競争力の強化、都市再生、地域運営や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	事業の概要
(1) 國際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國際航空サービス提供レベル 【3. 177億席km(H13) → 4, 800億席km(H19)、 207億トンkm(H13) → 300億トンkm(H19)】</li> <li>・ 國際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 【H14 比 5% 減(H19)】</li> <li>・ ふくそう海城(H13)における管制船艇の入港までの航行時間の短縮 【H14 に比べ東京湾において約 15% 短縮 (H19)】</li> </ul> <p>国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。</p>

## 活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
(2) 国内幹線交通のモビリティの向上 人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化を図る。	・ 国内航空サービス提供レベル 【1】268 億座席料(H13)→1,500 億座席料(H19) ・ フェリー等国内貨物輸送コスト低減率 [H14 比 4 % 減(H19)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域ブロック間の交流の促進や効率化を図るため、空港、港湾や開港保全航路、幹線道路、幹線鉄道等の幹線交通体系を整備する。空港については、財源に見通しをつけた上で、東京国際空港の再拡張事業を推進するなど、大都市圏拠点空港（成田、羽田、関空、中部）の整備を推進するとともに、一般空港については、既存施設の質的向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進する。また、空港アクセス交通の整備を推進する。港湾については、複合一貫輸送等の観点となる内貿ターミナルを合理的に配置するなど、より効率的な輸送を実現できるよう整備を推進する。また、次世代型航行支援システム等航路標識の整備を推進するとともに、アクセスマップ等の整備を推進し、機能強化を図る。道路については、高規格幹線道路・地域高規格直道路の着実な整備等により、自動車専用道路を利用する交通の割合を引き上げ、自動車交通の高速性、円滑性を確保するとともに、安全性の向上、生活環境の改善を図る。特に高速自動車国道については、これまでの有料道路方式による整備に加え、国と地方の負担による直轄方式も活用して整備を進めめる。また、ITSを推進するとともに、特にノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)についても、料金所整備だけでなく ETC 利用者に特化した多様な料金施策を実施し、有料道路の利用の効率化を図りつつ、計画期間内に ETC 利用者を有料道路利用者の半数程度まで引き上げ、料金所渋滞を緩和解消する。さらに、3 メディア対応型道路交通情報通信システム(VICS) 対応車載機の普及促進を図る。</li> </ul>

## 活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要	
		目標	実現策
(3) 都市交通の快適性、利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路渋滞による損失時間 【38.1億人時間(H14)→約1割削減(H19)】</li> <li>信号制御の高度化により短縮される通過時間 【H19までに対策実施箇所において 約3.2億人時間／年(約1割)短縮】</li> <li>路上工事時間の縮減率 【275時間／キロ・年(H14)→2割削減(H19)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の渋滞を解消するために、バス、環状道路、市街地における都市計画道路等の整備、ボトルネック路切約1000箇所を平成22年度までに半減することを目指した立体交差化等を進めるとともに、ハード・ソフト一体となった駐車対策を進めながら、信号制御の高機能化、ITSの推進、ETC及び3メティア対応型VICS対応車載機の普及促進、交通需要マネジメント、面的集中工事と規制緩和の一體的実施等による路上工事の縮減等の施策を実施する。また、公共交通の利便性向上を目指して、都市鉄道等を整備するとともに、自由通路、駅前広場等交通結節点の改善を進めるとともに、バスロケーションシステムの整備等のソフト施策を実施する。</li> </ul>	

## 活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
(4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際航空サービス提供レベル 【3,177 億座席・H13 → 4,800 億座席・H19】（再掲）</li> <li>・観光的な空港・港湾への道路アクセス率 【59% (H14) → 68% (H19)】（再掲）</li> <li>・国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（再掲）</li> <li>・国内航空サービス提供レベル 【1,268 億座席・H13 → 1,500 億座席・H19】（再掲）</li> <li>・隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合 【73% (H14) → 79% (H19)】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間を結ぶルートの走行性、安定性を高め、高次医療や多様化する消費・余暇活動などに伴う広域的なサービスを可能とするなど地域の生活や経済活動を支えるとともに、地域間交流や観光交流等を促進する道路、鉄道、港湾、空港の交通基盤を整備する。</li> <li>・現在約 500 万人の訪日外国人旅行者の増加を目指し、訪日外国人に対する分かりやすい観光案内のサインポスト等の整備を図るなど各種受け入れ体制を整備するとともに国際観光交流の促進のための基盤を整備する。</li> <li>・観光交流等を手がかりとした地域の活力向上を目指し、中心市街地の整備による魅力ある都市の整備のほか、歴史的・文化的資源を活用しつつ、豊かな自然環境・景観や活火山地域などの立地特性に応じた観光振興・交流拠点の整備を推進する。</li> </ul>

※「事業の概要」に対応した主要な事業は別表のとおりである。